平成29年8月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年8月10日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場2階小会議室
- 2 開会日時 平成29年8月10日(木)午後4時00分
- 3 閉会日時 平成29年8月10日(木)午後5時10分
- 4 出席委員(12名)

1番 中 誠 委員 正 委員 田 2番 斎 藤 3番 男 委員 新 山 秀 4番 松 嶋 清 治 委員 5番 金 沢 幸 弘 委員 6番 木 村 喜 和 委員 7番 古 里 厚 子 委員 9番 久 田 伸 一 委員 12番 11番 砂渡 精 一 委員 附田 京 子 委員 13番 沖 澤 勝委員 15番 金 渕 盛 一 委員

- 5 欠席委員(3名)
 - 8番 小野寺 邦 男 委員 10番 四 木 俊 一 委員
 - 14番 渡 辺 耕 一 委員
- 6 会議に付した案件

町議案

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第12号 農地の転用事実に関する照会について

報告第13号 農用地利用配分計画の許可に係る通知について

議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第14号 六戸町農用地利用集積計画(案)について

- 7 会議録署名委員
 - 1番 田 中 誠 委員 2番 斎 藤 正 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員 事務局長高橋宏典 事務局次長佐藤一也 事務局主事 川村 徹 朗
- 9 書 記 事務局主事 川 村 徹 朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成29年7月26日告示招集いたしました平成29 年8月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしくお願いします。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会 が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶(省略)

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告(省略)

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することと なっておりますので、よろしくお願いします。

議 長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成29年7月26日告示招集されました平成29年8月六戸町農業委員会 総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、8番 小野寺 邦男委員、10番 四木 俊一委員、14番 渡辺耕 一委員です。

議 長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

~なしの声あり~

議 長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

1番 田中 誠委員、2番 斎藤 正委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

~なしの声あり~

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

六戸町農業委員会会議規則第11条(法律第24条)の確認については、報告第13号で9番 久田 伸一委員が該当しますので発言権がございません。

それでは、町案件の審議に入ります。

報告第11号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を 受理したので報告するものであります。

(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

5番 16、17番は名字が同じですが、親戚ですか。

金沢委員

川村主事 届出を受けただけなので、そこまでは分からないのですが、住所が同じなので親戚の 可能性はあります。

12番 権利取得日とはどういう基準で決まっているのですか。

附田委員

川村主事 被相続人の死亡年月日が権利取得日となっています。

議 長 他にありませんか。

~なしの声あり~

議 長 意見がないようですから、報告第11号を報告済みといたします。

次に報告第12号について事務局から報告をいたします。 事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第12号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。 青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。 (説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

3番 11番の場所はどこですか。

新山委員

川村主事 高見のオレンジハートの真裏です。

議 長 他にありませんか。

~なしの声あり~

議 長 意見がないようですから、報告第12号を報告済みといたします。

次に報告第13号について事務局から報告をいたします。 事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第13号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画 の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。 (説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

~なしの声あり~

議 長 意見がないようですから、報告第13号を報告済みといたします。

次に議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。 事務局の説明を求めます。 事務局長 議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明 いたします。

> 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、 審議を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員 より報告をお願いします。

6番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。

木村委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。 以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

~なしの声あり~

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。 これより議案第13号を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

~なしの声あり~

議長ご異議なしと認めます。

よって議案第13号は承認することに決定いたしました。

つづいて、議案第14号を上程いたします。 事務局から提案理由の説明をいたします。 事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第14号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画 (案)を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。 質疑ありませんか。

~なしの声あり~

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。 これより議案第14号を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

~なしの声あり~

議 長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第14号は要請することに決定いたしました。

> つづいて、県議案第3号を上程いたします。 事務局から提案理由の説明をいたします。 事務局の説明を求めます。

次 長 県議案第3号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」 ご説明いたします。

> 農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、 県知事に送付するため意見を求めるものであります。 (説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

~なしの声あり~

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。 これより県議案第3号を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

~なしの声あり~

議 長 ご異議なしと認めます。

よって県議案第3号は許可相当とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会8月総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

【 閉会 午後5時10分 】